



発行 東京都

目次

25

告示（消）

○平成十六年東京消防庁告示第七号（火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置）の一部改正……………一

告示（消）

●東京消防庁告示第3号

火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成16年6月東京消防庁告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月28日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

第1の1中(9)を(10)とし、(4)から(8)までを(5)から(9)までとし、(3)中「おおむね1秒以内」を「5秒未満」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 火気使用設備器具等 条例第3条から第10条の2まで、第15条及び第18条から第21条までに定める設備又は器具をいう。

第1の2を次のように改める。

2 喫煙等の行為が禁止されている場所における解除の基準

(1) 当該場所が、消防法（昭和23年法律第186号）の規定及びその他の法令の規定で防火に関するものに適合しており、かつ、当該場所において行う禁止行為が、次に掲げるものであること。

ア 規程第7条第1号イ、ロ及びハ並びに同条第2号イに掲げる場所にあつては、別表第1に定める基準に適合しているもの

イ 規程第7条第1号ニ及び同条第2号ロに掲げる場所にあつては、別表第2に定める基準に適合しているもの

ウ 規程第7条第1号ホに掲げる場所にあつては、別表第3に定める基準に適合しているもの

エ 規程第7条第1号ヘに掲げる場所にあつては、別表第4に定める基準に適合しているもの

オ 規程第7条第1号チに掲げる場所にあつては、別表第5に定める基準に適合しているもの

カ 規程第7条第1号ヌに掲げる場所にあつては、別表第6に定める基準に適合しているもの

キ 規程第7条第1号ルに掲げる場所にあつては、別表第7に定める基準に適合しているもの

ク 規程第7条第2号ハに掲げる場所にあつては、別表第8に定める基準に適合しているもの

ケ 規程第7条第1号トに掲げる場所にあつては、それぞれの使用実態に応じて別表第1から別表第5までに定める基準に適合しているもの

(2) 前号の基準によりがたい場合で、これらと同等以上の安全対策が講じられているものと消防総監が認めた場合にあつては、これらの基準によらないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この告示による改正前の火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置別記様式第1号から別記様式第4号までによる解除承認証は、その承認期間中に限り、この告示による改正後の火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置別記様式第1号から別記様式第4号までによる解除承認証とみなす。別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1 2(1)ア関係)

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場	
指定場所	禁止行為の種類
舞台	解除の基準
	喫煙

- 1 演出のために必要なものに限ること。
- 2 喫煙設備を設けること。
- 3 消火器具を設けること。
- 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 1 共通事項
- (1) 演出のために必要なものに限ること。
- (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
- (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- (4) 消火器具を設けること。
- (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 2 火気使用設備器具等を使用するもの
- (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。
- ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。
- イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。
- (2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。
- ア 危険物(消防法第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。)は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。
- イ 危険物は、漏れ、あられ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。
- (3) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。
- 3 火薬類を消費するもの
- (1) 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによること。
- ア 煙火は、固定して消費すること。
- イ 消費中の煙火を移動しないこと。
- ウ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。
- ロ 上方に噴き出す場合
- a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいけないこと。
- b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。

- c aの範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいけないこと。
- (イ) 斜めに噴き出す場合
- a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。
- b 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がいけないこと。
- c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方4m及び周囲2mの部分で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。
- d cの範囲内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
- e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいけないこと。
- (ロ) 下方に噴き出す場合
- a 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいけないこと。
- b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
- c aの範囲内並びにその範囲の上方2m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいけないこと。
- e 実験により特性を確認したものであること。
- オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- カ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- ク 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。
- ア 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く)。
- イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
- ウ 煙火は、飛しようするものでないこと。
- エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- オ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- 4 その他の裸火
- 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。
- (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を生ずるもの
- ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置

かないこと。
 イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
 (2) 火災を有するもの
 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。
 ア 可燃物の着火限界熱流束が10kw/m²以上の場合は、火災の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表1

火災の幅	火災の長さ									
	20以内	30以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内
20以内	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
30以内										
40以内										
60以内										
80以内										
100以内										
120以内										
140以内										
160以内										
180以内										
200以内										

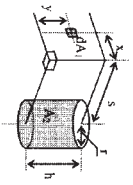
イ 可燃物の着火限界熱流束が3kw/m²以上10kw/m²未満の場合は、火災の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表2

火災の幅	火災の長さ									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	60	80	90	100	110	120	130	140	150	160
40以内										
60以内										
80以内										
100以内										
120以内										
140以内										
160以内										
180以内										
200以内										

火災の幅	20以内	30以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530	
30以内											
40以内											
60以内											
80以内											
100以内											
120以内											
140以内											
160以内											
180以内											
200以内											

ウ ア又はイにより難い場合は、火災の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次のウの式により求めた形態係数を、次のウの式に当てはめて得た値が、可燃物の着火限界熱流束を超えない距離



hは、火災の長さ
 rは、火災の幅の半径
 dAは、受熱面(可燃物)

$$F = \frac{S}{B} \frac{S}{2Br} \left\{ \cos^{-1} \left(\frac{r^2 - B + 1}{A - 1} \right) + \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{C + B - 1} \right) \right. \\ \left. - \frac{A + 1}{\sqrt{(A - 1)^2 + 4f^2}} \cos^{-1} \left(\frac{r^2 - B + 1}{B^2(A - 1)} \right) \right. \\ \left. - C^{1/2} \frac{C + B + 1}{\sqrt{(C + B - 1)^2 + 4C}} \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{B^2(C + B - 1)} \right) + H \cos^{-1} \left(\frac{1}{B^2} \right) \right\}$$

Fは、形態係数
 Sは、s/r
 rは、x/r
 fは、y/r
 Hは、h/r
 Aは、r²+p²+s²
 Bは、s²+r²
 Cは、(h-y)²

(4) $q = \alpha F(T_f^4 - T_0^4)$
 q は、 A_f (火炎) から d_m (受熱面) が受ける熱流束
 σ は、 5.67×10^{-8} (単位 $\text{kW/m}^2\text{K}^4$)
 ϵ_f は、1
 T_f は、1,093 (単位 K)
 T_0 は、293 (単位 K)
 (3) 微小な火源を有するもの
 演出上必要最小限の範囲内であること。
 (4) 瞬間的に燃焼するもの
 演出上必要最小限の範囲内であること。
 5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

機火使用 (機動的な火災による機火)

- 1 共通事項
 (1) 演出のために必要なものに限ること。
 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。
 (3) 使用者が機火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
 (4) 消火器具を設けること。
 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 2 気体燃料を熱源とするもの
 (1) 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。
 (2) カートリッジ式のものに限ること。
 (3) 燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。
 (4) 燃料容器を機器に設置する場合は、燃料が漏えいしないこと。
 (5) 燃料への点火は、電気点火とすること。
 (6) 床面等に固定して使用すること。
 (7) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。
 (8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによること。
- ア 上方に噴き出す場合
 (7) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの
 a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表1
 単位:cm

火炎の幅	火炎の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
200以内	25									
200以上	50									

表2
 単位:cm

火炎の長さ	火炎の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
300以内	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
400以内	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
500以内	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
600以内	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
700以内	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
800以内	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、JIS (工業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。) A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表2
 単位:cm

火炎の長さ	火炎の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
200以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
300以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
400以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
500以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
600以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
700以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
800以内	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内には、演習者等がないこと。
 d aの範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

(4) 火災の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの
 a 火災の頂部の上方及び最大となる火災の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3 単位:cm

火災の長さ	火災の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
200以内	25	50	100	100	150	150	150	150	150	150
300以内	25	50	100	100	150	150	150	150	200	200
400以内	25	50	100	100	150	150	150	200	200	200
500以内	25	50	100	100	150	150	200	200	200	200
600以内	25	50	100	100	150	150	200	200	300	300
700以内	50	100	100	150	150	200	200	300	300	300
800以内	50	100	100	150	150	200	200	300	300	300

b aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表4 単位:cm

火災の長さ	火災の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
200以内	100	150	200	200	300	300	300	300	400	400
300以内	100	200	200	300	300	400	400	400	500	500
400以内	150	200	300	300	400	400	500	500	500	500
500以内	150	200	300	300	400	400	500	500	600	600
600以内	150	200	300	300	400	400	500	500	600	600

700以内	150	200	300	400	500	600	700
800以内	150	200	300	400	500	600	700

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、観客等がいないこと。

d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。

イ 斜めに噴き出す場合

(7) 火災の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火災の頂部の上方及び最大となる火災の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

d b及びcの範囲内には、演技者等がいないこと。

e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。

(4) 火災の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火災の頂部の上方及び最大となる火災の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

d b及びcの範囲内には、演技者等がいないこと。

e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。

3 液体燃料を熱源とするもの

(1) 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。

(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。

(3) 2(1)、(3)及び5(8)までの規定を準用すること。

(4) 2(8)において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(弾不燃材料等)で覆うこと。

(5) (4)の床面に可燃物がある場合には、J I S A 1323 に適合する工事用シート

	<p>トで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。 4 直接屋外に開放された場所における使用については、2及び3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>	<p>1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>
<p>危険物品持込み</p>	<p>1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を除外される液化ガスに限る。)ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。) (4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場の場合 イ 0.1g以下のものは、50個 ロ 0.1gを超え15g以下のものは、10個 ハ 0.1gを超え5g以下のものは、(イ)に含まれる個数を除き10個 ニ ア以外の場合 ヘ 0.1g以下のものは、50個 ヘ 0.1gを超え15g以下のものは、10個 4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>	<p>1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p>
<p>喫煙</p>	<p>認めないものとする。</p>	
<p>裸火使用</p>	<p>舞台の部裸火使用(瞬間的な火花以外の裸火)の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。</p>	
<p>危険物品持込み</p>	<p>舞台の部危険物品持込みの項によること。</p>	<p>公衆の出入りする部分</p>

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第1 2(1)イ関係)	
キヤンペー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店及びバー (バーについては、公衆の出入りする部分の部のみ該当)	
指定場所	禁止行為の種類
舞台	解除の基準
	<ol style="list-style-type: none"> 1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
舞台	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が操火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 電気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 次の距離が定められていないものは、4(1)又は2の規定に適合するものであること。 3 火薬類を消費するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること (爆竹等の形態による消費を除く。) (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 4 その他の操火 <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる操火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの イ 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(揮発不燃材料等)で覆うこと。 (2) 火炎を有するもの

ア 可燃物の着火限界熱流束が10kw/m²以上の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

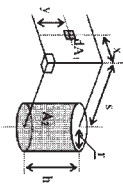
火炎の長さ	火炎の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
40以内	40	60	80	100	120	140	160	180	200	210
60以内	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330
80以内	80	120	160	200	240	280	320	360	400	440
100以内	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550
120以内	120	180	240	300	360	420	480	540	600	660
140以内	140	210	280	350	420	490	560	630	700	770
160以内	160	240	320	400	480	560	640	720	800	880
180以内	180	270	360	450	540	630	720	810	900	990
200以内	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100

イ 可燃物の着火限界熱流束が3kw/m²以上10kw/m²未満の場合は、火炎の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

火炎の長さ	火炎の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
40以内	40	60	80	100	120	140	160	180	200	210
60以内	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330
80以内	80	120	160	200	240	280	320	360	400	440
100以内	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550
120以内	120	180	240	300	360	420	480	540	600	660
140以内	140	210	280	350	420	490	560	630	700	770
160以内	160	240	320	400	480	560	640	720	800	880
180以内	180	270	360	450	540	630	720	810	900	990
200以内	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100

60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
180 以内	160	230	280	320	350	390	420	450	470	500
200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

図ア又はイにより難い場合は、火炎の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次のアの式により求めた形態係数を、次のイの式に当てはめて得た値が、可燃物の着火限界熱流束を超えない距離



hは、火炎の長さ
rは、火炎の幅の半径
dAは、受熱面(可燃物)

$$(ア) \quad F = \frac{S}{B} - \frac{S}{2B\pi} \left\{ \frac{Y^2 - B + 1}{\cos^2 \left(\frac{C - B + 1}{C + B - 1} \right)} + \cos^2 \left(\frac{C - B + 1}{C + B - 1} \right) \right\}$$

$$(イ) \quad -Y \frac{A + 1}{\sqrt{(A - 1)^2 + 4I^2}} \cos^2 \left(\frac{Y^2 - B + 1}{B^{1/2}(A - 1)} \right) - C^{1/2} \frac{C + B + 1}{\sqrt{(C + B - 1)^2 + 4C}} \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{B^{1/2}(C + B - 1)} \right) + H \cdot \cos^{-1} \left(\frac{1}{B^{1/2}} \right)$$

Fは、形態係数
Sは、s/π
Xは、x/π
Yは、y/π
Hは、h/π
Aは、K+I²+S²
Bは、S²+X²
Cは、(H+Y)²

$$(イ) \quad q = \alpha F (T_f^4 - T_0^4)$$

qは、h (火炎) から dA (受熱面) が受ける熱流束

σは、5.67×10⁻¹¹ (単位 kW/m²K⁴)

εは、1

T_fは、1,093 (単位 K)

T₀は、293 (単位 K)

(3) 微小な火源を有するもの

演出上必要最小限の範囲内であること。

(4) 瞬間的に燃焼するもの

演出上必要最小限の範囲内であること。

5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

1 消火器具を設けること。

2 従業員等による監視体制が講じられていること。

3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。

(1) 危険物

危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。

(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類

条別別表第7に定める数量の100分の1未満であること。

(3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)

ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量0.5kg以下であること (容器の個数は問わないものとする。)

(4) 火薬類

火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。

ア 0.1g以下のものは、30個

イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個

4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。

1 消火器具を設けること。

2 従業員等による監視体制が講じられていること。

3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。

(1) 危険物

危険物品符

公衆の出入りする部分	危険物品符込み	<p>危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の面数は問わないものとする。）。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持ち込みについては、3の規定にかかわらず、必要最小限の範囲内であること。</p>
------------	---------	--

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第1 2(1)ウ関係)		百貨店等	
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準	
		大規模な百貨店等の場合	大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合
売場	喫煙	<p>認めないものとする。</p>	
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具を設けること。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p>	<p>2 電気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めることによること。</p> <p>ア 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。以下同じ。）</p>

<p>のみ使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>(イ) 階ごとに1か所であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1か所とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができ。</p> <p>a 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火災の伝走を防止できる装置としてのフー卜用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>b 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>(ウ) 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</p> <p>(ロ) スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量はアに規定する使用する場合ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画</p>	<p>次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下であること。ただし、売場の部屋火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄(3)アに規定する使用する場合の要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場合ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>	<p>されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下とすること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを訂読し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類</p>
--	---	--